

平成20年
10月より

国民健康保険税の特別 徴収が開始されます

従来の納付方法につきましては、納付書によるものと、口座振替によるものとのいずれかの方法により納税していただいておりますが、平成20年10月より左記に該当する年金受給者については原則として、年金より天引きとなる「特別徴収」という納付方法に変わります。

ここでいう特別徴収とは、次に該当する方の国民健康保険税を年金からの天引きにより納税していただく納付方法です。

■特別徴収の対象となる方

世帯内の国保加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主（擬制世帯主を除く）であって、次の2つの条件を満たす場合、国民健康保険税は国保世帯主の年金から原則特別徴収（天引き）されます。

○国保世帯主が18万円以上の年金をもらっている場合

＊年金を受給されている世帯主が65歳未満であったり、社会保険の加入者であったり、また75歳以上であった場合は国民健康保険税の特別徴収の対象にはなりません。

○国保世帯主の介護保険料と国民健康保険税の合計額が年金支給額の2分の1を超えない場合

＊2分の1を超える場合は、介護保険料の天引きを優先し、国民健康保険税は普通徴収で納めることとなります。

後期高齢者医療制度の 創設に伴う国民健康保 険税における配慮

後期高齢者医療制度の創設に伴って、75歳以上の方の保険制度の移行により、国民健康保険税が急激に増加することが想定される次のような場合は、一定期間、国民健康保険税についての配慮がされます。

①低所得者に対する軽減についての配慮

国民健康保険税の軽減を受けている世帯について、国保から後期高齢者医療制度への移行者が生じた場合、国保加入者が減少しても、一定期間、従前と同様の軽減措置を受けることができるように、所要の措置を講じます。

②世帯割で賦課される保険税の軽減

国保から後期高齢者医療制度への移行者が生じたことにより、単身世帯となる国保世帯について、一定期間、世帯割で賦課される平等割分の国民健康保険税を軽減する措置を講じます。

③被扶養者であった方の保険税の軽減

後期高齢者医療制度の創設に伴って、制度創設時の後期高齢者または制度創設後に75歳に到達する方が、被用者保険などから後期高齢者医療制度へ移行することにより、その方の被扶養者が国保加入となる場合、新たに国民健康保険税を負担することになるため、当該被扶養者であった方について、一定期間、国民健康保険税を軽減する措置を講じます。